

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求に係る保有個人情報について、処分庁がその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 開示請求

審査請求人の法定代理人親権者（以下「法定代理人父」という。）は、審査請求人に代わって令和 8 年 1 月 7 日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、以下の保有個人情報の開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）。

①就学・在籍および判断過程に関する情報

令和 5 年 12 月から令和 6 年 4 月にかけて、当該未成年者について、神戸市または神戸市教育委員会（学校を含む）が、就学、在籍、学籍の取扱い、転校又は受入れ等の教育上の取扱いに関し、検討、判断又は関与した際に作成又は取得した、起案書、決裁書、協議記録、復命書、引継書、内部検討メモ、関係機関との連絡・照会・回答に関する記録、その他判断経過又は関与の事実が分かる資料一切。

②氏名の取扱い（偽名・通称等）に関する判断情報

当該未成年者について、戸籍上の氏名とは異なる氏名（通称・仮名・偽名等）を用いて、就学又は在籍の取扱いを行うこととした場合には、その判断に関する検討経過、判断理由、判断権限の所在、及びその取扱いを定め又は参照した規程、要綱、内規、運用基準、関係機関との協議記録等。

③児童の利益に関する検討の有無が分かる情報

当該未成年者について、就学又は在籍の取扱いを行うにあたり、児童の利益、教育的配慮、心理的影響等の観点から検討又は考慮を行ったことが分かる個人情報を含む文書又は記録。

(2) 不開示決定

処分庁は、当該文書の存否を答えること自体が、開示請求者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあり、法第 78 条第 1 項第 1 号に規定する不開示情報を開示することになるとして、法第 81 条及び第 82 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 1 月 21 日付けでその存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求

審査請求人は、令和 8 年 2 月 2 日受付で、本件処分は、存否応答拒否の前提を欠き、比例原則に反し、合理的根拠を欠く過剰な判断であることから、本件処分を取り消し、保有個人情報を開示する、との裁決を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張について、審査請求書、反論書、及び意見陳述から、審査会の判断に関わると認めた部分を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件不開示決定は、「当該文書の存在を答えること自体が、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある」ことを理由として、個人情報保護法第82条第2項に基づく、いわゆる存否応答拒否を行っている。

しかしながら、処分庁はこれ以前の公文書（令和7年6月11日付神教委総第283号、第283号-2に添付の弁明書）において、「母が父からの暴力を理由に子らを連れて避難しているとの情報を、関係機関から得ていた」として、審査請求人について、就学・在籍・転校等の教育行政上の判断を行ったことを明示的に記載しており、すでに本件に関連する情報の存在および教育委員会の関与を前提とした説明を行っている。

このように処分庁自らが情報の存在を示唆・前提として説明している以上、今さら「存否を答えること自体が危険である」とする論理は成立しない。

- (2) 法定代理人父は本件開示請求において、学校名、所在地、校区その他の特定につながる情報については、黒塗り処理を行うことを明示的に容認しており、求めているのは、教育行政としてどのような判断がなされ、どのような情報を前提として処理が行われたのかという判断過程の存在および内容である。

それにもかかわらず、処分庁は、文書の存否、部分開示の可能性、非開示情報を除外したうえでの開示可能性について一切検討することなく、機械的に存否応答拒否を選択している。

これは個人情報保護法の趣旨である最小限開示・比例原則に反するものであり、第82条第2項を濫用した処分と評価せざるを得ない。

- (3) 本件決定は、「請求者の生命等を害するおそれ」を理由としているが、その具体的内容や合理的根拠は一切示されていない。法定代理人父について、処分庁が本件処分時点において、犯罪行為の認定、刑事処分、又は個別具体的な加害事実を認定した公的判断を根拠として示した事実は存在しない。

また請求行為自体も、法に基づく正当な権利行使にすぎない。

それにもかかわらず、抽象的・仮定的な危険を理由として存否応答拒否を行うことは、法定代理人父を不当に危険視する評価を含むものであり、個人情報保護法の趣旨を逸脱している。

- (4) 本件は、審査請求人の就学・転校という極めて重要な教育行政判断に関するものであり、その判断過程について、少なくとも「文書が存在するか否か」「どのような種類の情報があるか」について説明されることが不可欠である。

これを存否応答拒否によって全面的に遮断することは、行政の説明責任を回避するものであり、個人情報保護制度の趣旨にも反する。

- (5) 処分庁は、本件について存否応答拒否の適用を主張するが、上記の通り、DVとされるものの存在や避難状況については把握している旨を明言している。

このように、前提となる事実関係の存在を自ら認めながら、対象文書の存否のみを秘匿することは、制度趣旨に照らしても整合しない。

また、本件は行政機関内部での処理状況についての開示を求めるものであり、仮に一

定の秘匿の必要があるとしても、また、個人情報の開示においては、必要な範囲での部分開示が原則とされるにもかかわらず、部分開示その他の方法による対応の検討がなされた形跡はなく、全面的な不開示又は存否応答拒否を正当化する理由とはならない。

4 処分庁の主張要旨

処分庁の主張について、弁明書及び事情聴取から審査会の判断に関わると認めた部分を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、本件処分の時点において、関係機関等から、本件開示請求者の母（以下「母」という。）が法定代理人父からのDVを理由に、本件開示請求者を含む子らを連れて法定代理人父のもとから避難している、との情報を把握していた。また、令和7年度第1号保有個人情報の不開示決定処分にかかる審査請求（以下「別件」という。）に関連して処分庁が把握した事情及び本件開示請求書の記載からすれば、法定代理人父と本件開示請求者が別居していること及び本件開示請求者が実際の住所に住民票を異動していないことが認められ、法定代理人父が本件開示請求者の住所を把握していない可能性が認められた。

以上のような事情を総合すれば、法定代理人父が主張するとおり、法定代理人父に本件開示請求者の在籍していた学校名や住所を識別する情報の開示を求める目的がないとしても、本件開示請求対象文書を通じて、本件開示請求者が神戸市立小学校に就学していることが明らかとなり、ひいては母と本件開示請求者の住居が神戸市内にあることが明らかになることからすれば、本件開示対象文書は、DV加害者の可能性がある法定代理人父に対して、本件開示請求者の住居を推知する大きな手掛かりを与えることとなるものであって、法第78条第1項第1号の開示請求者本人の「生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」に該当する。

- (2) 本件開示請求は、学校を含む神戸市教育委員会を対象とするものであり、開示請求に係る文書の存否を答えること自体により、本件開示請求者の神戸市立小学校への就学の有無、ひいては、神戸市内における母と本件開示請求者の住居の存否を明らかにすることとなる。よって、本件開示請求は、法第81条の「当該開示請求にかかる保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当する。

5 審査会の判断

- (1) 本件審査請求の争点

処分庁は、本件開示請求の対象となる個人情報（以下「本件請求対象個人情報」という。）の存否を答えるだけで法第78条第1項第1号の不開示情報を開示することとなるとして、法第81条の規定に基づき本件請求対象個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する本件処分を行った。

これに対して、法定代理人父は、これ以前の公文書において、開示請求者本人について、就学・在籍・転校等の教育行政上の判断を行ったことを明示的に記載しており、法第81条の規定に当たらないことから、本件処分を取り消し、本件請求対象個人情報を開示することを求めている。

したがって、本件審査請求における争点は、処分庁が、本件請求対象個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定の妥当性である。

以下、検討する。

(2) 本件処分の妥当性

- ① 法第81条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
- ② 保有個人情報の開示請求は、個人の権利利益の保護を目的として、自己を本人とする保有個人情報について実施機関に対し開示を請求することができる制度である。しかしながら、本人自ら開示請求を行うことが困難な場合もあることから、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人については、法第76条第2項に基づき、本人に代わって開示請求をすることができるとされている。
- ③ 法第78条第1項第1号の規定は、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めている。通常、未成年者の法定代理人親権者に対する開示において、本人である未成年者の利益と法定代理人親権者の利益は一致すると考えられるが、法定代理人親権者からの開示請求であっても、法定代理人親権者の利益と本人の利益が相反し、開示によって本人の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、当該規定により不開示とすることとなる。
- ④ 子の両親の間で、子の処遇や親権、監護権等をめぐって争いがあることがうかがわれる場合で、一方の親が法定代理人親権者の立場で子の保有個人情報の開示を求めたときは、当該保有個人情報の開示の可否の判断において、当該法定代理人親権者が本人の生命、健康、生活又は財産についてどのような知識を有しているかは問題とならず、当該情報の性質そのものから客観的に本人の生命、身体、生活又は財産を害するおそれがあるかどうか、法定代理人親権者の利益と本人の利益が相反し得るかどうかにつき、一般的に判断するのが相当である。
- ⑤ 本件開示請求は、開示請求者本人の就学・在籍及び判断過程に関する情報、氏名の取扱い（偽名・通称等）に関する判断情報並びに開示請求者本人の利益に関する検討の有無が分かる情報の開示を求めるものである。法定代理人父に対して本件請求対象個人情報の存否を明らかにした場合には、開示請求者本人が神戸市内の小学校に在籍していたか否かが明らかとなる。一般に、学校在籍情報は、当該学校に在籍し、通学する者の生活圏や居住地域を相当程度推知させる情報としての性質を有する。したがって、法定代理人父に対して本件請求対象個人情報の存否を明らかにすることは、開示請求者本人及びその母の生活圏や居住地域に関する情報を推知させる結果をもたらし得る。
- ⑥ 審査会が法定代理人父及び処分庁から事情を聴取したところ、本件については、法定代理人父と母との間で開示請求者本人の親権、監護権等をめぐって争いがあることがうかがわれる。このような事情の下で、法定代理人父に対して本件請求対象個人情報の存否を明らかにすることにより、開示請求者本人の生活の平穏その他の利益を害するおそれが生ずることは、否定することができない。

答申第 10 号

- ⑦ また、法定代理人父は、処分庁が別件で母が法定代理人父からのDVを理由に、開示請求者本人を含む子らを連れて避難しているとの情報を把握している旨を明言しているため、本件請求対象個人情報の存否を秘匿する理由はない旨を主張する。しかし、これらの情報と、開示請求者本人が神戸市内の小学校に就学又は在籍していたか否かという情報は異なり、法定代理人父に対して本件請求対象個人情報の存否を明らかにすることは、新たな情報を開示することになる。
- ⑧ したがって、法定代理人父に対して本件請求対象個人情報の存否を明らかにすることは、法第78条第1項第1号の不開示情報を開示することとなるので、法第81条に該当する。
- ⑨ なお、法定代理人父は、学校名、所在地、校区その他の所在の特定につながる情報を不開示とすることを容認しており、部分開示による対応が可能である旨を主張する。しかし、本件において不開示とすべき情報は、本件請求対象個人情報が存在するか否かという事実そのものであり、当該主張は、審査会の判断を左右するものではない。
- (3) 法定代理人父のその他の主張について

法定代理人父は、本件開示請求について、開示請求者本人の就学又は転校等に関する教育行政上の判断過程の存在及び内容を確認し、処分庁から説明を受ける必要がある旨を主張する。

しかし、個人情報の保護に関する法律に規定する保有個人情報の開示は、本人が行政機関等の保有する自己の個人情報の内容を確認できるようにすることにより、本人の権利利益を保護することを目的とするものである。

したがって、法定代理人父の主張を考慮しても、開示請求者本人の権利利益を害するおそれのある情報の存否を明らかにすることは認められず、当該主張は、審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上により、審査会としては、処分庁が行った本件処分は妥当であると判断する。

(参考) 審議の経過

年 月 日	審査部会	経 過
令和8年6月12日	—	諮問書を受理
令和8年7月13日	第19回審査部会	処分庁の職員から事情聴取、審議
令和8年8月5日	第20回審査部会	審査請求人（代理人）の口頭意見陳述、審議
令和8年9月4日	第21回審査部会	審議